利用申込み状況確認票（令和　　年度分）

育児休業からの復職予定で申込みの世帯のみご記入ください

この状況確認票の内容は、必要に応じて利用が見込まれる保育施設等に情報提供することがあります。

1　申込み児童の状況について記入してください。

	利用を希望する児童		
	（フリガナ）	（フリガナ）	（フリガナ）
	氏名 （　　年　　月　　日生　）	氏名 （　　年　　月　　日生　）	氏名 （　　年　　月　　日生　）

2　育児休業からの復職意思の確認

※利用調整（選考）に関する重要な事項になります。チェックの付け間違いがないようご注意ください。

下記の①、②のいずれか１つにチェックをしてください。

		父		母
①	□	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。（入所日から４週間以内に復職する。） ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。	□	保育施設等に入所できる場合は、直ちに復職します。（入所日から４週間以内に復職する。） ※利用調整において、通常どおりの利用調整点数で選考します。
②	□	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「０点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません。	□	利用調整の結果、希望保育施設等に空きがなく保留となった場合に育児休業の延長が可能です。つきましては、世帯の状況にかかわらず利用調整における順位を下げることを承諾します。 ※利用調整において、利用調整点数を「０点」で選考します。 ※利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。 ※この項目にチェックをしたことで、ハローワークにおける育児休業給付金の延長の可否の判断に影響することはありません。

※　父母両名とも育児休業から復職予定の場合は、父母両名ともチェックをしてください。

※　父または母のどちらか１名のみ育児休業から復職予定の場合は、復職予定である父または母のみチェックをしてください。

【裏面に続く】

3 保育施設等利用申込みにあたり、以下の内容をご確認ください。
※以下の全ての内容をご確認いただき、ご記名をお願いいたします。

1	【保育施設等利用申込みに必要な書類について】 ・保育を必要とすることを証明した書類（就労証明書や診断書等）の内容について、証明先へ確認する場合があります。 ・申込みに必要な書類（保育施設等利用申込書、利用申込み状況確認票、保育を必要とすることを証明した書類等）の偽造、虚偽記載が発覚した場合、教育・保育給付認定を取消し、施設利用決定の取消しや退所処理を行うことがあります。 ・申込み時点から就労状況（転職、退職等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、変更申請を速やかに子ども保育課または各総合支所市民福祉課で手続きしてください。
2	【育児休業から復職予定または就労予定で申込みの方】 ・入所が決定した場合、期限までに復職（就労開始）してください。期限までに復職（就労開始）していないまたは確認できない場合は、利用の決定を取消し、退所になる場合があります。 ・復職（就労開始）後、復職日（就労開始日）が記載された就労証明書の提出が必要となります。復職後１か月以内に提出してください。 （例）４月１日利用開始決定→４月29日までに復職（就労開始）してください。 ７月11日利用開始決定→８月８日までに復職（就労開始）してください。
3	【表面の「２　育児休業からの復職意思の確認」において、②を選択される方】 別紙「育児休業から復職予定の方の申込みについて」をお読みいただき、内容についてご理解いただいたうえでお申込みください。 ・優先順位を下げて（利用調整点数が０点）の選考となります。 ・利用調整の結果、入所が可能な場合（希望保育施設等に空きがある等）は、入所が決定となります。利用調整結果が保留になることを確約するものではありません。 ・年度途中で利用調整の順位を下げる取り扱いを変更したい場合は、利用希望日が属する締め切りまでに「利用申込み状況確認票（育休復帰者確認用）」を子ども保育課または各総合支所市民福祉課にご提出ください。
4	【入所後に申込み時と状況が変わった場合】 ・就労状況（転職や退職、就労時間の変更等）や世帯状況が変わった（出産、婚姻等）場合は、変更申請を速やかに子ども保育課または各総合支所市民福祉課で手続きしてください。 ・手続きによっては、教育・保育給付認定の有効期間が満了し、認定が取消しとなる場合があります。引き続き、保育の利用を希望される場合は、必ず、教育・保育給付認定の有効期間満了の３週間前までに必要書類を提出してください。

利用申込み状況確認票のすべての事項を確認し、保育施設等の利用申込みを行います。

令和　　年　　月　　日

申請保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿